

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能勢町長 岡田 正文

市町村名 (市町村コード)	能勢町 (27322)
地域名 (地域内農業集落名)	東山辺 (東山辺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

東山辺区は、基盤整備がされた地域であり、主に水稲が生産されている。  
また、アンケートでは、10年後には約4割の農地で引き続き自ら耕作を行い、約2割の農地で後継者に移譲、約3割の農地で貸したい(既に農地を貸しており継続したい)という結果となったことから、既存農家と担い手農家との共存が必要。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物とする。  
・認定農業者及び認定新規就農者に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域内であり、農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
意向調査にて貸付意向が判明した農地を中心に10年後の令和15年までに中心経営体及び新規就農者に集約し、規模拡大を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を大阪府みどり公社に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備が必要な箇所を精査し、農作業効率の向上や生産力の維持を図るため、地域の農空間づくりについて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、地域・町及び農業委員会などが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
各個人が自身の営農形態を考慮した上で、農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害防除用資材設置等については、地域で協力し必要に応じて整備等を進めていく。
- ⑦ 多面的機能を支える活動や、地域資源の質向上を図る活動を進める。